

令和6年度インターネット適正広告推進事業業務委託企画提案競技実施要領

令和6年度インターネット適正広告推進事業業務委託先を決定する企画提案競技を行うため、参加者を募集する。

1 募集内容

(1) 委託業務名

令和6年度インターネット適正広告推進事業業務委託

(2) 委託業務内容

別添「令和6年度インターネット適正広告推進事業業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

(4) 委託予定額

4,574千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限額（税込）とする。

2 参加資格の要件

企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる事項全てに該当する者とする。

(1) 消費者関連法に精通し、最新の消費者トラブルに関する情報収集能力を有すること。

(2) 過去2年間に国又は地方公共団体が発注した、県全域を対象とした消費者被害防止に関する啓発事業等を誠実に履行した実績があること。

(3) 次のアからカまでのすべてに該当すること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札の参加を制限されていないこと

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないとされたものでない者

ウ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加除外等の措置を受けていないこと

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと

オ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないこと

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行っていないこと

3 企画提案競技に関する事項

(1) スケジュール

実施要領掲載	令和6年4月15日（月）午前9時
質問受付	令和6年4月15日（月）から4月19日（金）正午まで
質問回答	令和6年4月22日（月）17時までに消費生活課ホームページに掲載
企画提案書受付期間	令和6年4月23日（火）から5月2日（木）正午まで
審査結果通知予定	令和6年5月10日（金）

(2) 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、次の書類を提出すること。

ア 令和6年度インターネット適正広告推進事業業務委託企画提案応募申込書（様式1）

イ 企画提案書（任意様式）

企画提案書は別添「令和6年度インターネット適正広告推進事業業務委託仕様書」に基づいて、次の項目を記載し、A4版・両面印刷で作成すること。

（ア）本方針

- 本業務を実施する上での基本方針を記載する。
- なお、貴社の強み、特に重要と考えるポイント等も記載すること。

（イ）業務概要

- 仕様書の「3 委託業務内容」の「（1）～（2）」の事業ごとに漏れなく記載すること。

仕様書に記載されていない新たな取組の追加提案も可能とする。

- また、特に次の「a」及び「b」の点に留意し、具体的に提案すること。
なお、提案に当たってはいずれも再委託は認めない。

a 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）を中心とした消費者関連法に関する消費者被害を防止するため、一般県民向けの啓発講座を実施するに当たり、テーマや講座の概要を提案すること。

また、講座の受講者を募集するための広報手段についても提案すること。

なお、講座の開催時期については、令和6年9月1日から令和7年2月28日までとし、オンライン講座での開催によることも可能とする。

講座の開催回数が4回に満たない場合は、開催回数に応じて委託料を減額するものとする。

b インターネット広告の監視業務

景品表示法に違反するおそれのある表示をしているインターネット広告の検索について、検索を行うテーマ（通年、上半期、下半期）を提案すること。

また、インターネット広告を監視するに当たり、景品表示法の規定を踏まえ、どのような点を注視して監視を行うかについても提案すること。

監視期間は令和6年6月1日から令和7年1月31日までとする。

ウ 業務実施体制調書（様式2）

エ 委託料見積書（様式任意）

- ・「1（4）委託予定額」に掲げる上限の範囲内で作成すること。
- ・経費の内訳表を作成すること。経費の内訳表の作成に当たっては、人件費、社会保険料、交通費、報償費、消耗品費、通信費、使用料・賃借料等を事業費と区分し、全て単価を計上すること。
なお、管理費は、事業費に対して10%以内とする。
- ・提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とする。
- ・見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を消費税及び地方消費税として加算して記載すること。

オ 会社概要等

法人・団体の概要が分かるもの（設立趣旨、事業内容のパンフレット等）

カ 本事業に類する業務の実績

過去2年間における、研修事業、その他これに類する事業の実績（受託事業を含む。受託の場合、事業主体は国又は地方公共団体に限る。発注者名、契約年度、件名、事業の概要、契約金額等が記載されていること。）

キ 会社定款等

定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書（提案日前3か月以内に発行されたもの）又はこれに準ずる書類

ク 決算関係書類

過去1年分の貸借対照表及び資金収支計算書又はこれに準ずる書類

ケ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 参加資格の要件を満たす旨の誓約書（様式3）

また、受託者は県の要請があった場合、「2 参加資格の要件」を満たすことを

証明する資料（契約書の写し、受託者書式による証明書等）を追加提出すること。

（3）企画提案書等の提出部数及び提出方法等

ア 提出部数

企画提案書1部を提出する。

上記「（2）ア～コ」の書類をまとめて1部提出する。

イ 提出方法

企画提案書等の提出は、持参又は郵送（書留による）とする。

（ア）提出先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（埼玉県庁第三庁舎3階）

埼玉県県民生活部消費生活課 事業者指導担当

電話 048-830-2934

メール a2930-05@pref.saitama.lg.jp

（イ）受付期間

令和6年4月23日（火）から令和6年5月2日（木）正午まで

※ 郵送の場合も、令和6年5月2日（木）正午必着とし、簡易書留等文書の到着が確認できる方法で送付すること。

※ 持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、令和6年5月2日（木）は午前9時から正午までとする。

ウ その他

（ア）企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。

（イ）企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

（ウ）提出された企画提案書等は、提案者に無断で公表しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

（エ）企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

（オ）本企画提案は事業者の選定を目的としており、契約に当たっては提案書の内容に拘束されない。

（4）質問事項の受付・回答

ア 受付期間

令和6年4月15日（月）から令和6年4月19日（金）正午まで

イ 受付方法

「企画提案募集の内容等に関する質問書」（様式4）に記入の上、電子メールで提出すること。また、提出した場合は、必ず電話による到達確認を行うこと。

ウ 提出先

「3（3）イ（ア）提出先」と同様

エ 回答方法

質問を行った団体名を伏せた上で、令和6年4月22日（月）17時までに、本実施要領を掲載したホームページに回答を掲載する。

なお、電話等による質問には、簡易なものを除き応じない。

4 審査に関する事項

（1）審査方法

令和6年度インターネット適正広告推進事業業務委託業者審査委員会（以下、「委員会」という。）は、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、事業の企画能力などを総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を委託契約先候補者に決定する。

（2）審査結果の通知

審査結果は選定後、令和6年5月10日（金）までに提案者全員に対して通知する。

5 契約の締結について

県は、委託契約先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

委託契約先候補者と協議が整わない場合又は委託契約先候補者が社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められる場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

なお、委託契約は埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

6 問合せ先

「3（3）イ（ア）提出先」と同様